

予 防

近年、防火対象物は高層化、深層化及び複雑化しているため、ひとたび災害が発生してしまうと甚大な被害をもたらします。また小規模であっても、不適切な防火管理、建築構造の悪条件下では、大きな被害を引き起こします。

当消防本部では、関係者に対する法令遵守の徹底、製造所等危険物施設の安全確保、火災予防に関する消防法令違反の是正または火災危険の排除を目指し、消防同意、防火査察、危険物規制、違反処理に取り組んでいます。

また、地域防災組織の繁栄のための幼少年女性防火クラブの育成及び住宅防火対策のための広報・啓発活動を実施しています。



令和5年度「火災予防ポスター表彰式」

- 1 管内の防火対象物件数
- 2 防火管理者が選任されている防火対象物
- 3 消防用設備等の点検報告件数
- 4 中高層建築物の用途別件数
- 5 建築同意事務処理件数
- 6 防火対象物点検報告件数
- 7 防火対象物点検報告特例認定状況
- 8 唐津市ホテル・旅館等防火基準適合表示制度実施状況
- 9 火災予防広報活動状況
- 1 0 重大違反對象物に係る違反処理状況
- 1 1 唐津・東松浦地区幼少年女性防火委員会結成状況
- 1 2 危険物の保安
- 1 3 危険物製造所等設置数
- 1 4 危険物規制事務処理状況

1 管内の防火対象物件数

消防は、建築物を消防法施行令別表第一の区分で分け、更に、1項から5項イ、6項、9項イ、16項イ（16の2）項、（16の3）項は不特定多数の人が利用する施設「特定防火対象物」として、その他を「非特定防火対象物」として管理しています。

区 分			区域別										玄海町	計
			唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区		
(1)	イ	劇場・映画館等	7	6					1				2	9
	ロ	公会堂・集会場	92	44	4	9	5	4	9	9	6	2	5	97
(2)	イ	キャバレー・カフェ												
	ロ	遊技場・ダンスホール	12	9	2					1				12
	ハ	風俗営業等												
	ニ	カラオケボックス等	1	1									1	2
(3)	イ	待合・料理店の類	4	1		1	1				1		1	5
	ロ	飲食店	235	168	17	4	7	4	10	6	11	8	10	245
(4)		百貨店・マーケット等	215	153	18	1	8	7	7	12	8	1	2	217
(5)	イ	旅館・ホテル等	137	55	21	3	2	1	8	19	21	7	18	155
	ロ	共同住宅等	888	759	68	6	18	3	2	12	17	3	35	923
(6)	イ	(1)病院	8	6		1	1							8
		(2)有床診療所	25	21	1						2	1	2	27
		(3)病院・有床診療所等	17	14	2		1							17
		(4)無床診療所・助産所	57	34	6	2	4		4	5	2			57
	ロ	(1)高齢者（入所施設）	151	89	14	7	13	10	5	4	7	2	2	153
		(2)生活保護（入所施設）	1	1										1
		(3)児童（入所施設）												
		(4)障害児（入所施設）												
		(5)障害者（入所施設）	5	4	1									5
	ハ	(1)高齢者（通所施設）	38	19		3	3		3	5	4	1		38
		(2)生活保護（通所施設）												
		(3)児童（通所施設）	74	44	8	2	2	3	3	5	6	1	3	77

		(4) 障害児（通所施設）	7	6		1								7
		(5)障害者（通所施設）	41	32	3	1	3	2						41
	二	幼稚園等	5	4			1							5
(7)		小中学校等	187	125	6	11	7	5	8	16	6	3	7	194
(8)		図書館等	11	7	1		1				2		3	14
(9)	イ	蒸気浴場・熱気浴場等												
	ロ	上記以外の公衆浴場	6	2	2							2		6
(10)		車両の停車場	4	4										4
(11)		神社・寺院	133	80	14	3	13	5	2	7	6	3	3	136
(12)	イ	工場・作業場	518	305	44	21	33	27	35	30	20	3	21	539
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ												
(13)	イ	自動車車庫・駐車場	70	47	4	1	5	2	1	5	4	1	6	76
	ロ	航空機の格納庫												
(14)		倉庫	409	250	28	10	35	12	22	35	12	5	30	439
(15)		前各号以外の事業場	645	379	36	18	39	18	80	40	21	14	90	735
(16)	イ	複合用途防火対象物 （特定用途部分を含む）	378	295	34	2	8	3	4	13	16	3	7	385
	ロ	複合用途防火対象物 （特定用途を含まない）	149	115	13	2	4	5	4	2	3	1	10	159
(16の2)		地下街												
(16の3)		地下道												
(17)		重要文化財等	6	3							3			6
(18)		延長50 m以上の アーケード	1	1										1
合 計			4,537	3,083	347	109	214	111	208	226	178	61	258	4,795

2 防火管理者が選任されている防火対象物

火災の予防及び被害の軽減を図るため、消防法第8条では一定の収容人員以上の防火対象物の関係者に対して防火管理者を選任し、消防計画を作成させ、かつ、当該消防計画に基づいて消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理など、防火管理に必要な業務を行わなければならないことを義務づけています。

区 分			区域別										玄海町	計
			唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区		
(1)	イ	劇場・映画館等	5	4					1				1	6
	ロ	公会堂・集会場	58	31	3	2	3	4	3	8	3	1	2	60
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール	9	8	1									9
	ハ	風俗営業等												
	ニ	カラオケボックス等	1	1									1	2
(3)	イ	待合・料理店の類	4	1		1	1				1		1	5
	ロ	飲食店	83	58	8	1	1	1	2	1	7	4	6	89
(4)		百貨店・マーケット等	136	99	10	1	6	3	3	7	6	1	1	137
(5)	イ	旅館・ホテル等	45	22	5	1	1		1	6	8	1	10	55
	ロ	共同住宅等	97	90	1	1	2			2		1	11	108
(6)	イ	(1)病院	8	6		1	1							8
		(2)有床診療所	14	11	1						1	1	2	16
		(3)病院・有床診療所等	9	8	1									9
		(4)無床診療所・助産所	12	8	1		2				1			12
	ロ	(1)高齢者（入所施設）	119	69	13	6	10	9	5	2	4	1	1	120
		(2)救護施設	1	1										1
		(5)障害者（入所施設）	1	1										1
	ハ	(1)高齢者（通所施設）	13	6		2	2		2	1				13
		(3)児童（通所施設）	64	45	5	1	1	3	3	2	3	1	3	67
		(5)障害者（通所施設）	7	7										7
	ニ	幼稚園等	3	2			1							3

(7)	小 中 学 校 等	68	47	4	3	3	2	3	4	1	1	2	70
(8)	図 書 館 等	8	5			1				2		1	9
(9)	口 蒸気浴場・熱気浴場等 以 外 の 公 衆 浴 場	3	1	1							1		3
(11)	神 社 ・ 寺 院	54	32	7	1	3	2	2	3	3	1	1	55
(12)	イ 工 場 ・ 作 業 場	40	25	4	3	1	5		1	1		1	41
(13)	イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場												
(14)	倉 庫	11	6	1		1		1		2		1	12
(15)	前各号以外の事業場	128	91	5	2	10	3	5	5	6	1	9	137
(16)	イ 複 合 用 途 防 火 対 象 物 (特 定 用 途 部 分 含 む)	170	133	11	1	3	2	2	8	8	2	5	175
	ロ 複 合 用 途 防 火 対 象 物 (特 定 用 途 部 分 含 ま ない)	30	22	3		1	1	2		1			30
(17)	重 要 文 化 財 等	3	2							1			3
合 計		1,204	842	85	27	54	35	35	50	59	17	59	1,263

3 消防用設備等の点検報告件数

消防法、火災予防条例により、消防用設備等の設置及び維持管理を義務づけられている防火対象物は、半年に一度機器点検を実施し、1年に一度総合点検を実施しなければいけません。また特定防火対象物にあつては1年に一度、非特定防火対象物にあつては3年に一度、点検の結果を消防署に報告しなければなりません。

区 分			区域別										玄海町	計
			唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区		
(1)	イ	劇場・映画館等	6	6									2	8
	ロ	公会堂・集会場	72	32	3	7	5	2	8	7	6	2	2	74
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール	8	7	1									8
	ハ	風俗営業等												
	ニ	カラオケボックス等											1	1
(3)	イ	待合・料理店の類	3				2				1		1	4
	ロ	飲食店	109	75	10	1		2	7	3	8	3	5	114
(4)		百貨店・マーケット等	179	127	15	1	7	5	6	12	5	1	2	181
(5)	イ	旅館・ホテル等	92	25	17	2	2		7	25	8	6	15	107
	ロ	共同住宅等	171	137	11	1	7	2	2	6	4	1	13	184
(6)	イ	(1)病院	7	5		1	1							7
		(2)有床診療所	24	21	1						2		2	26
		(3)病院・有床診療所等	16	13	2		1							16
		(4)無床診療所・助産所	37	22	3	2	3		1	5	1			37
	ロ	(1)高齢者（入所施設）	173	124	11	7	13	5	4	3	4	2	2	175
		(2)生活保護（入所施設）	1	1										1
		(5)障害者（入所施設）	5	4	1									5
	ハ	(1)高齢者（通所施設）	26	16		3	2		2	1	2			26
		(3)児童（通所施設）	101	80	5	2	1	1	1	5	5	1	2	103
		(4)障害児（通所施設）	4	3		1								4
		(5)障害者（通所施設）	25	18	3	1	1	2						25
	ニ	幼稚園等	5	4			1							5

(7)	小 中 学 校 等	50	33		6			2	5	1	3	2	52
(8)	図 書 館 等	5	3	1		1						1	6
(9)	口 蒸気浴場・熱気浴場等 以 外 の 公 衆 浴 場	1	1										1
(10)	車 両 の 停 車 場												
(11)	神 社 ・ 寺 院	36	18	5		6	3	1	2	1			36
(12)	イ 工 場 ・ 作 業 場	114	81	7	1	7	6	3	5	4		7	121
(13)	イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	25	22			1				1	1	5	30
(14)	倉 庫	93	64	5		13	3	1	3	3	1	14	107
(15)	前各号以外の事業場	204	100	12	9	16	7	20	22	12	6	62	266
(16)	イ 複 合 用 途 防 火 対 象 物 (特 定 用 途 部 分 含 む)	190	139	16	1	5	2	1	8	9	9	4	194
	ロ 複 合 用 途 防 火 対 象 物 (特 定 用 途 部 分 含 ま ない)	26	24					2				2	28
(17)	重 要 文 化 財 等		3										3
合 計		1,808	1,208	129	46	95	40	68	112	77	36	144	1,955

4 中高層建築物の用途別件数

階数別 地域・区分			3 階	4 階	5 階	6 階	7 階	8 階	9 階	10 階	11 階	12 階	13 階	14 階	計
唐 津 市			436	174	64	18	14	5	4	11	2	1	4	2	735
玄 海 町			25	17	5	1									48
高 さ 3 1 m 以 上							2	1	2	6	2	1	4	2	20
(1)	イ	劇 場 ・ 映 画 館 等	2		1										3
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	7	3											10
(2)	ロ	遊 技 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル		1											1
(3)	イ	待 合 ・ 料 理 店 の 類													
	ロ	飲 食 店	11	7	1										19
(4)	イ	百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト 等	12	4											16
(5)	イ	旅 館 ・ ホ テ ル 等	17	2	3	1	1		2	2					28
	ロ	共 同 住 宅 等	120	87	37	6	5	4	2	8	2	1	4	2	278
(6)	イ	(1)病院	2	2	2		1	1							8
		(2)有床診療所	6	1	1										8
		(3)病院・有床診療所等	6	1			2								9
		(4)無床診療所・助産所	8	1	1										10
	ロ	(1)高 齢 者（入所施設）	7	3		3									13
		(2)生活保護（入所施設）													
	ハ	(1)高 齢 者（通所施設）	2												2
		(5)障害者（通所施設）		1											1
(7)	小 中 学 校 等		58	13											71
(8)	図 書 館 等		1	2	1	1									5
(10)	車 両 の 停 車 場		1												1
(11)	神 社 ・ 寺 院		7												7
(12)	イ	工 場 ・ 作 業 場	14	4			1								19
(13)	イ	自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	3												3
(14)	倉 庫		7		1										8
(15)	前各号以外の事業場		73	17	3		1								94
(16)	イ	複 合 用 途 防 火 対 象 物 （特定用途部分含む）	68	25	15	7	2			1					118
	ロ	複 合 用 途 防 火 対 象 物 （特定用途部分含まない）	28	17	3	1	1								50
(17)	重 要 文 化 財 等		1												1
合 計			461	191	69	19	14	5	4	11	2	1	4	2	783

5 建築同意事務処理件数

一定の建築物の新築、増築、改築等を行うときは、特定行政庁又は建築主事の許可又は確認を受けなければ工事を行うことが出来ません。この場合、特定行政庁又は建築主事は消防機関の同意を得なければ、許可又は確認ができないとされています。これは、消防機関が防火の専門家としての立場から建築行政に対して建築物の新築等の計画の段階で防火上の観点からチェックするため、また、消防関係法規に適合できているか確認するためです。

区 分		区域別										玄海町	計
		唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区		
	新 築	224	190	4	1	9	16	2		2			224
	増 築	28	26	1		1							28
	改 築	1	1										1
	そ の 他	25	22	2				1				2	27
	合 計	278	239	7	1	10	16	3		2		2	280
(1)	イ 劇 場 ・ 映 画 館 等												
	ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	3	3										3
(2)	ニ カラオケボックス等												
(3)	ロ 飲 食 店	3	3										3
(4)	百貨店・マーケット等	7	7										7
(5)	イ 旅 館 ・ ホ テ ル 等	9	9										9
	ロ 共 同 住 宅 等	6	6										6
(6)	イ (1)病院												
	イ (3)有床診療所	2	2										2
	イ (4)無床診療所												
	ロ (1)高齢者（入所施設）	3		1				1		1			3
	ハ (1)高齢者（通所施設）												
	ハ (3)児童（通所施設）	1	1										1
	ハ (5)障害者（通所施設）	3	3										3
	ニ 幼 稚 園 等												
(7)	小 中 学 校 等	4	4										4
(11)	神 社 ・ 寺 院	3	1	1	1								3
(12)	イ 工 場 ・ 作 業 場	5	4							1			5
(13)	イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	4	1					3					4
(14)	倉 庫	14	12	2									14
(15)	前各号以外の事業場	27	22	2		2	1						27
(16)	イ 特定複合防火対象物	7	7										7
	ロ 普通複合防火対象物	4	3	1									4
一般住宅	同 意	119	105	3		2			1	8			119
	通 知	116	46	49		6	15					2	118
	合 計	340	239	59	1	10	16	4	1	10		2	342

6 防火対象物点検報告件数

一定の特定防火対象物の管理について権原を有する者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防署長に報告することが義務づけられています。この制度と消防用設備等点検報告制度は異なる制度であり、この制度の対象となる防火対象物では双方の点検及び報告が必要となります。

区域別 区 分			唐津市									玄海町	計
			唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区		
(1)	イ	劇場・映画館等	2	1				1				3	5
	ロ	公会堂・集会場	25	17	1	2	1	2	2			1	26
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール	5	4	1								5
(3)	ロ	飲食店	2	2									2
(4)		百貨店・マーケット等	34	29	3	1	1						34
(5)	イ	旅館・ホテル等	5	1	1			1	1	1		1	6
(6)	イ	(3)病院・有床診療所等	2	2									2
	ハ	(1)高齢者（通所施設）											
	ハ	(3)児童（通所施設）	2	1							1		2
(16)	イ	特定複合用途	15	12	1	1				1		1	16
合 計			92	69	7	4	2	4	3	2	1	6	98

7 防火対象物点検報告特例認定状況

防火対象物点検報告が義務付けられている防火対象物のうち、防火対象物の管理を開始してから３年以上経過して消防法令を遵守している防火対象物の管理権原者については、申請し消防法令の基準の遵守状況が優良であると認定された場合、以後３年間の点検報告義務が免除されます。

防火優良認定証は、消防機関の防火対象物特例認定を受けていることを示すマークです。



区域別 区 分												玄海町	計	
			唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区			七山地区
(1)	ロ	公会堂・集会場	11		1			1	1	5	2	1		11
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール	2	2										2
(3)	ロ	飲食店	3	3										3
(4)		百貨店・マーケット等	5	5										5
(5)	イ	旅館・ホテル等	4	2							2		1	5
(6)	イ	病院・診療所等	4	3		1								4
	ロ	(1)高齢者（入所施設）	1	1										1
	ハ	(1)高齢者（通所施設）	1	1										1
		(3)児童（通所施設）	2	2										2
(16)	イ	特定複合用途	12	8	2					1	1			12
合 計			45	27	3	1	0	1	1	6	5	1	1	46

8 唐津市ホテル・旅館等防火基準適合表示制度実施状況

この制度は、一定規模以上のホテル・旅館などからの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令や建築基準法令に基づく防火基準に適合している場合に、消防機関から交付された表示マークを建物及びホームページなどで掲出できる制度です。

この表示制度により、ホテル・旅館などの利用者に対して、防火安全に関する情報提供を行い、ホテル・旅館などの防火安全体制の確立を図ります。

審査した結果、表示基準に適合していることが認められた場合には、建物の関係者に「表示マーク（銀）」（有効期間１年間）を交付します。

３年間連続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（金）」（有効期間３年間）が交付されます。



「表示マーク」交付状況

防火対象物名称	所在地	交付年月日	表示マーク
唐津第一ホテル	唐津市西寺町４８８－１	令和５年８月１日	金
唐津第一ホテルリバー	唐津市東町１－９	令和５年８月１日	金
Hotel&Resorts SAGA-KARATSU	唐津市東唐津４丁目９－２０	令和５年８月１日	金
唐津シーサイドホテル	唐津市東唐津４丁目１８２	令和５年８月１日	金

9 火災予防広報活動状況

全国一斉に行われる春秋季全国火災予防運動をはじめとする各種イベント等の機会をとらえ、市町村広報紙、行政放送等のマスメディアを活用し、地域住民や事業所に広報を実施するとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理に関するアンケート調査、年間を通じての防火講話等を実施して、地域に密着した広報、公聴活動を実施しています。

予防広報実施状況

回数・参加人数 広報項目	実施回数	参加人数
予 防 広 報	4	1627
住 宅 防 火 診 断	6	216
消 火 ・ 避 難 訓 練	237	17585
防 火 講 話	9	1023
合 計	256	20451

住宅用火災警報器アンケート調査結果

調査内容 イベント等	調査世帯数	設置	一部設置	未設置	設置率 (設置・一部設置)
秋季全国火災予防運動	37	26	1	10	72.97%
春季全国火災予防運動	300	190	32	68	74.00%

10 重大違反対象物に係る違反処理状況

消防では、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、当該設備の設置義務がある部分の床面積の過半以上にわたって未設置のもの又はその機能に重大な支障がある防火対象物に対し、火災予防又は火災危険排除を図るための法的措置、又は、これに準ずる行政指導を行っています。

区域別 措置内容	唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区	玄海町	計
勸 告												
警 告												
命 令												
合 計												

1 1 唐津・東松浦地区幼少年女性防火委員会結成状況

1 幼年消防クラブ

幼稚園、保育園単位で結成され、幼年期における正しい防火の知識を身につけるとともに、防火行事にも積極的に参加し、防火・防災を呼びかけています。

2 少年消防クラブ

少年期における火災予防知識の習得と青少年の健全育成を目的として結成され、「消防出初式」や消防学校における「少年消防クラブ員防災研修」「福岡市民防災センター研修」などの行事に参加するなど、意欲的に各種の活動を行っています。

3 女性防火クラブ

呼子町地域婦人会員で構成され、消防出初式など消防行事に積極的に参加するとともに、消火訓練や防火教室を開催するなど、家庭や地域の安全確保に努めています。

所在市町名	名 称	結 成 年 月 日	人 数
幼年消防クラブ			
	鏡 保 育 園 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成9年4月1日	29人
	七 山 保 育 園 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成9年4月1日	30人
	若 葉 保 育 所 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成18年3月1日	8人
	呼子保育園幼年消防クラブ	平成18年3月1日	17人
	殿の浦愛児園幼年消防クラブ	平成18年3月1日	15人
	双葉保育園幼年消防クラブ	平成18年4月1日	91人
	打上保育園幼年消防クラブ	平成18年4月1日	35人
	なごや保育園幼年消防クラブ	平成18年4月1日	19人
	北波多第二保育園幼年消防クラブ	平成18年10月1日	26人
	ひかり保育園幼年消防クラブ	平成18年10月1日	52人
	加部島保育園幼年消防クラブ	平成19年6月1日	5人
	若竹保育所幼年消防クラブ	平成19年2月1日	10人
	呼子中央こども園幼年消防クラブ	平成20年5月1日	25人
	相知エルアンこども園幼年消防クラブ	平成23年9月1日	89人
	やまのもり切木保育園幼年消防クラブ	平成30年4月1日	9人
	うみのもり高串保育園幼年消防クラブ	平成30年4月1日	13人
	厳木さくらんぼ幼年消防クラブ	令和5年4月1日	31人
玄 海 町	あおば園幼年消防クラブ	平成18年6月1日	60人
	ふたば園幼年消防クラブ	平成18年6月1日	32人
小計			596人
少年消防クラブ			
唐 津 市	唐津市鏡少年消防クラブ	昭和55年5月25日	15人
女性防火クラブ			
唐 津 市	呼子町女性防火クラブ	平成9年4月1日	80人
合計			691人

1 2 危険物の保安

危険物規制の概要

消防法では、①火災が発生させる危険性が高いもの②火災が発生した場合に拡大する危険性が高いもの③消火する際に消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」として指定しています。

これらの危険物について、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し又は火災による被害を軽減することを目的としており、危険物であるガソリンや灯油など私たちの暮らしを豊かにする一方、貯蔵や取扱いを誤れば爆発や火災等を引き起こす危険性を有しています。

このようなことから消防法では指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いを一般的に禁止しており、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合には、許可を受けた施設においてのみ貯蔵や取扱いが許されています。

またこれらの危険物施設では、一定の資格を持った危険物取扱者により危険物の取扱いが行われ安全が確保されています。

危険物の保安上の規制は、社会生活に欠かすことのできない危険物の安全を確保することであり、危険物に起因する火災等の災害から、公共の安全を確保することです。



屋外タンク貯蔵所



給油取扱所



移動タンク貯蔵所

1 3 危険物製造所等設置数

危険物製造所等の設置

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合は、製造所等の設置が必要です。設置しようとする者は、あらかじめ市町村長等の許可を受けなければなりません。

製造所等とは、製造所、貯蔵所又は取扱所の3つに区分され、それぞれ定められた基準により規制されています。

区域別 製造所等の別		唐	唐	浜	巖	相	北	肥	鎮	呼	七	玄	計
		津	津	玉	木	知	波	前	西	子	山	海	
		市	区	区	区	区	多	地	地	地	地	町	
製 造 所													0
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	30	12	3	2	2	3	2	4	2		7	37
	屋外タンク貯蔵所	46	21	4	1		2	6	10	2		4	50
	屋内タンク貯蔵所	31	1		2	1	2	8	11	6		5	36
	地下タンク貯蔵所	75	42	2	5	5	1	4	7	7	2	17	92
	簡易タンク貯蔵所	1						1					1
	移動タンク貯蔵所	83	44	11		6	3	7	9	3		9	92
	屋外貯蔵所	5	3		2								5
取 扱 所	給油取扱所	82	39	5	2	4	4	13	9	4	2	7	89
	販売取扱所												0
	一般取扱所	44	21	3	8	3	1	1	5	2		17	61
計		397	183	28	22	21	16	42	55	26	4	66	463

1 4 危険物規制事務処理状況

危険物規制事務

危険物施設の設置や変更等に伴う許可申請や完成検査申請等の審査事務を行っています。

許可の例外として危険物施設以外の場所で、一時的に危険物を貯蔵し取扱う場合には、所轄消防長に承認を受け、指定数量以上の危険物を10日以内の期間に限り貯蔵・取扱いが出来るため、承認審査事務を行っています。

危険物の品名・数量変更、危険物施設の用途廃止、保安監督者等の変更に伴う各種届出手続き業務を行っています。

区 分 製造所等の別		設置 許可 申請	変更 許可 申請	仮 使用 承認 申請	完 成 検 査 申 請	完 成 検 査 前 検 査 申 請	仮 貯 蔵 仮 取 扱 申 請	品 名 ・ 数 量 変 更 届 出	廃 止 届 出	保安監督者		計
										選 任 届 出	解 任 届 出	
製 造 所												0
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	1						2	7	3	2	15
	屋外タンク 貯 蔵 所	3	3	2	3	1			7	3	3	25
	屋内タンク 貯 蔵 所								1			1
	地下タンク 貯 蔵 所		3	3	3				4			13
	簡易タンク 貯 蔵 所											0
	移動タンク 貯 蔵 所	3			3				4			10
	屋外貯蔵所											0
取 扱 所	給油取扱所	1	10	8	10			1	2	10	10	52
	販売取扱所											0
	一般取扱所	2			1	1			2	5	3	14
そ の 他							21					21
計		10	16	13	20	2	21	3	27	21	18	151